

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第100号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年3月5日 06時40分ごろ	
発生場所	阪神港大阪第6区神崎川河口付近 大阪府大阪市大阪常吉防波堤灯台から 真方位035° 2,200m付近 (概位 北緯34° 41.5' 東経135° 25.2')	
事故等調査の経過	平成22年6月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 ^{へいせい} 平成丸、186トン	
船舶番号、船舶所有者等	133626、大栄海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	ビルジキールが曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、銑鉄約550トン積載し、船首約2.4m、船尾約3.6mの喫水で阪神港大阪第6区神崎川河口付近を航行中、平成22年3月5日06時40分ごろ、浅瀬に乗揚げた。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西、風速 約4.0m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、阪神港大阪第6区神崎川河口付近を航行中、浅瀬があることを承知していたが、前方から接近する遊漁船を避けようとした際、右転し過ぎたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、阪神港大阪第6区神崎川河口付近を航行中、前方から接近する遊漁船を避けようとした際、右転し過ぎたため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	